

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令案（仮称）の概要

. 改正対象

以下の3本の命令の一部を改正する。

労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令1号）

労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成6年大蔵省・労働省令1号）

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成13年内閣府・厚生労働省令6号）

. 労働金庫法施行規則の一部改正（1条）

労働金庫、労働金庫連合会及び労働金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、労働金庫及び労働金庫連合会の業務範囲並びにこれらの子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

